

## 固定資産税課税免除申請提出書類一覧

提出期限【毎年2月末日】

番号	提出書類の名称等	提出部数	新規 (注1)	継続 (注2)
1	固定資産税免除申請書	1	○	○
2	適用工場指定書の写し	1	○	
3	地域経済牽引事業計画（企業立地計画）の承認書の写し	1	○	
4	事業開始届書（企画商工課提出）の写し又は企業等の登記事項証明書	1	○	
5	課税免除の対象となる土地及びその面積を明らかにした事業所全体の平面図	1	○	
6	課税免除の対象となる家屋及びその面積を明らかにした事業所全体の平面図(注3)	1	○	
7	課税免除の対象となる償却資産の配置図及びその用途を明らかにした書類(注4)	1	○	
8	法人税法施行規則別表16「減価償却資産の計算に関する明細書」の写し	1	○	○
9	国税官署への青色申告承認申請書（青色申告承認書）の写し(注5)	1	○	
10	当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類	1	○	

(注1) 新規とは新たに課税免除の対象となる固定資産の場合をいう。

(注2) 継続とは第2年度目及び第3年度目に係る固定資産をいい、前年度までにすでに課税免除の申請を行っている固定資産の場合をいう。

(注3) 家屋の平面図には、各部屋の名称を明示すること。（免除対象、対象外の判別のための必要事項）

(注4) 償却資産の配置は、家屋の平面図に位置を明示し、用途を明らかにする書類（一覧表等）に番号を付し、照合できるようにすること。

又、いずれの家屋に当該生産設備が配置されているか判明するように、家屋全体の配置図に棟番号等を明示すること。

法人税法施行令第13条第1号（建物及びその附属設備）に該当する資産は明記すること。

(注5) 直近の青色申告書の写し（税務署受付印が確認できるもの）でも可。